

令和4年8月豪雨に伴う川西町被災住宅修繕支援事業の概要

1. 目的

令和4年8月3日から4日にかけての集中豪雨（以下「豪雨」という。）により被災された方の居住の安定と住宅の安全確保を図るため、住宅の復旧に伴う修繕工事を行う方に対し、補助金を交付するものです。

2. 交付対象者

- 自ら居住する住宅で、豪雨により被災し、罹災証明書の交付を受けた住宅の復旧に伴う修繕工事を行う方
（店舗併用住宅の場合は、店舗部分を除く住宅部分を修繕する工事を行う方）
- 令和5年3月31日（金）までに修繕工事が完成し実績報告により報告できる方

3. 補助金の額・・・交付する補助金の額は、罹災証明書の浸水区分に基づき、町補助金と県補助金を合計した補助金額とします。

- 床上浸水の場合・・・町補助金の額：補助対象工事費の2分の1の額又は30万円のいずれか低い額
県補助金の額：町補助金の額と同額又は22万5千円のいずれか低い額
- 床下浸水の場合・・・町補助金の額：補助対象工事費の2分の1の額又は20万円のいずれか低い額
県補助金の額：町補助金の額と同額又は20万円のいずれか低い額

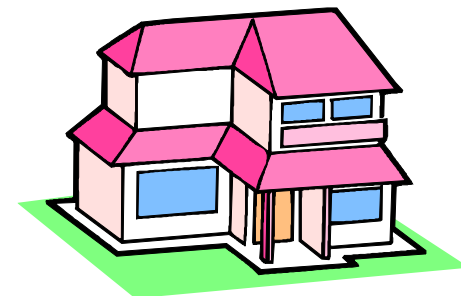
4. 補助金の活用例

床上浸水の被害を受けた住宅の1階部分の床を修繕する工事（畳の交換、フローター張替え等）の場合

補助対象工事費100万円 × $1/2$ = 50万円 ⇒ 町補助金の額30万円（上限額）
県補助金の額22万5千円（上限額） ⇒ 補助金の合計額52万5千円

5. 申込時の提出書類

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 工事計画概要書（様式第2号）
- 補助対象工事に要する費用の内訳明細が記載された見積書の写し
※既に修繕工事が完成している場合は、内訳明細が記載された請求書の写し又は見積書の写し
- 被災状況が確認できる工事着工前の写真
（上記の写真が無い場合は、下記担当課までご相談ください。）
- 罹災証明書の写し
- その他町長が必要と認める書類



6. 担当課

川西町役場 地域整備課 建設管理グループ 電話番号0238-42-6647（直通）